

# NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業 平成 29 年度業務仕様書

## 1. 事業の目的

文化庁では平成16年度から、NPO法人や市民団体等（以下、「NPO等」という。）が担う文化財建造物の管理活用を現代社会に根付せることを目的とした事業を実施しており、これまで、各地域で文化財建造物の保存や活用に取り組んでいるNPO等からプロジェクトの提案を募り、その活動に対する支援を行ってきた。

これまでの事業を通じて、地域の文化資源である文化財建造物に愛着をもつ人々がNPO等を組織し、全国各地で創意工夫に富んだ活動を行っていることが明らかになった。いっぽう、文化財建造物を現代社会の資本の一部として、NPO等がその管理活用を普遍的に担っていくためには、行政の直接的・恒常的な支援によらず、NPO等が自立して文化財建造物の管理活用を行うことができる環境が不可欠で、その実現には様々な社会的な困難が立ちはだかっていることも明らかとなった。それは例えば、文化財としての保護に注力することで生じる、収入に対して支出が過大となりがちなる事業収支の問題、文化財の管理に求められる職能と一般的な不動産の管理に求められる職能との乖離によって生じる、専門家や経営者、職人など多方面での担い手が不足する人材確保の問題、文化財建造物が社会基盤として位置づけられていないことで生じる、様々な関連法規や制度の中で否定的な取扱いを受ける制度運用の問題、などが大きな課題としてあげられる。

このような問題意識から、本事業では、地域社会において文化財建造物を自立的に管理活用していく環境を実現する上で、現在の社会環境のもとで何が障害となっているか、あるいは何が有用に機能しているかを実証的に明らかにすることを目的に、地域における文化財建造物の管理活用に関与しているNPO等から、上記の課題とその打開策を具体的に検討する企画提案を募集する。

## 2. 事業の実施方法

文化庁は、NPO等からの企画提案を公募し、審査・採択したものを委託事業として実施する。事業の委託を受けた団体は、実施の成果を文化庁が開催する報告協議会で発表すると共に、業務成果報告を文化庁に提出する。

## 3. 企画提案の作成の要領

### (1) 事業領域の選択

以下の①～④の中から事業領域を選び、その細目を選択する（複数選択可）。

#### ① 事業収支

- 細目：
- (ア)空き家の管理活用
  - (イ)公有物件（公共資本）の管理活用
  - (ウ)民有物件（民間資本）の管理活用
  - (エ)営業利用・不動産管理
  - (オ)その他〔具体的に記載〕

② 人材確保

- 細目： (ア) 専門家・技術者の育成  
(イ) 職人・技能者の育成  
(ウ) 経営者の掘起し  
(エ) 受益者の啓発  
(オ) その他 [具体的に記載]

③ 制度運用

- 細目： (ア) 建物・不動産に関する制度  
(イ) 都市計画・地域振興に関する制度  
(ウ) 税制・基金に関する制度  
(エ) 保険・融資に関する制度  
(オ) その他 [具体的に記載]

④ その他 [具体的に記載]

(2) 企画提案の目的及び内容

企画提案は、前述①～④の中から選択した各事業領域及び細目において、その目的の一以上を達成するためのものとする。企画提案に含める具体的な取組みは、事業領域①～③細目に基づき、④については独自の提案に基づき、考案すること。

(3) 事業の実施期間と全体計画

企画提案は、事業の期間は単年度又は2カ年度とし、平成29年度については平成29年7月15日(土)から平成30年3月21日(水)までを事業活動の期間として作成する。複数年にわたる計画の一部を企画提案としてまとめる場合には、全体計画及び全体計画における位置づけを明確に示すこと。

なお、2カ年度の計画であっても契約は単年度ごととする。2カ年度目は前年度の実績を精査の上、改めて企画提案の提出を依頼し、内容が適切であると認められる場合に契約を締結する。

(4) 文化財建造物所有者等の承諾

企画提案にあたっては、予め、文化財建造物所有者や関係者等の承諾を得ておくこと。文化庁は、事業の審査・選択において必要がある場合には、提案団体に承諾書等の提出を求めることがある。

4. 事業の委託内容

- (1) 業務計画書に基づく事業の実施に関すること。業務計画書は、前述「3. 企画提案の作成の要領」に即して作成された企画提案に基づき、文化庁、審査委員会等からの意見を踏まえて作成したものとする。
- (2) 文化庁開催の報告協議会における上記(1)の成果の発表に関すること。
- (3) 上記(1)及び(2)に係る詳細な報告書の作成・提出に関すること。

## 5. 著作権，成果物等の取扱い

- (1) 事業の実施にあたり発生した著作権，成果物等については，原則として文化庁に帰属する。
- (2) 事業の実施にあたっては，著作権，成果物等の保護に十分配慮すること。

## 6. 完了報告書の提出期限・場所

- (1) 提出期限 平成30年3月23日（金）
- (2) 提出場所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化財部参事官(建造物担当)付 整備活用部門

## 7. 成果物

- (1) 報告書3部（図表や写真，新聞掲載記事等を盛り込み，成果をわかりやすく表現すること）
- (2) 報告書の電子データ一式（文化庁が指定する形式）

## 8. 成果物の納入期限・場所

- (1) 納入期限 額の確定の通知を受けた日から起算して30日以内に又は委託業務の完了した日から30日以内のいずれか早い日まで。
- (2) 納入場所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文化庁文化財部参事官(建造物担当)付 整備活用部門

## 9. その他

- (1) 検収は文化庁が行う。
- (2) 提出した報告書または事業の運営等について，即時説明のできる体制を整えること。
- (3) 当事業のすべての再委託は不可とする。当該事業の一部を再委託する場合には，再委託先の責任と役割を明確に示すと共に，適切に遂行できる企業等を選定すること。
- (4) 契約事務は，会計法等，国の予算執行にかかる諸法令に基づき文化庁が行う。
- (5) 仕様書に定めのない事項がある場合，または疑義が生じた場合には，NPO等による文化財建造物管理活用の自立支援モデル検討事業委託実施要項，文化庁委託業務実施要領，委託業務契約書及び文化庁担当係官の指示に従うこと。

以上